

令和元年8月27日招集

第3回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

令和元年第3回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第10号	専決処分事項の報告について	令和元年 8月27日		
報告第11号	平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	"		
議第86号	専決処分事項の承認について	"		
議第87号	天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	"		
議第88号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	"		
議第89号	天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第90号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第91号	天草市複合施設こころす条例の制定について	"		
議第92号	天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第93号	天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第94号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第95号	天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第96号	天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第97号	天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第98号	天草市学校給食費条例の制定について	令和元年 8月27日		
議第99号	天草市立本渡看護専門学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第100号	令和元年度天草市一般会計補正予算（第4号）	〃		
議第101号	令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第102号	令和元年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第103号	令和元年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）	〃		
議第104号	平成30年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第105号	平成30年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第106号	平成30年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第107号	平成30年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第108号	平成30年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第109号	平成30年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第110号	平成30年度天草市歯科診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第111号	平成30年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第112号	平成30年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第113号	平成30年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	令和元年 8月27日		
議第114号	平成30年度天草市病院事業会計決算の認定について	〃		
議第115号	平成30年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		
議第116号	平成30年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月27日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成31年4月22日（月曜日）
午後3時00分頃
- 2 事故発生場所 天草市河浦町河浦5225番地
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、47歳、車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、除草作業中の本市職員が草刈機によって石を跳ね上げ、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 103,140円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 11 号

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 健全化判断比率

	天草市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.74%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.74%	30.00%
実質公債費比率	9.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	24.8%	350.0%	—

2 資金不足比率

特別会計名	天草市	経営健全化基準
天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計	—	20.0%
天草市病院事業会計	—	
天草市水道事業会計	—	
天草市下水道事業会計	—	

議第 86 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第7号

専決処分書

令和元年度天草市一般会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年7月12日

天草市長 中村五木

（専決処分の理由）

令和元年6月28日から7月4日までの豪雨に伴う災害復旧費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度天草市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度天草市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,434,899 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		3,608,453	35,500	3,643,953
	2 基金繰入金	3,608,453	35,500	3,643,953
補正されなかった款項に係る額		51,790,946		51,790,946
歳入合計		55,399,399	35,500	55,434,899

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		40,354	35,500	75,854
	1 農林水産施設災害復旧費	10,144	23,500	33,644
	2 公共土木施設災害復旧費	30,210	12,000	42,210
補正されなかった款項に係る額		55,359,045		55,359,045
歳出合計		55,399,399	35,500	55,434,899

議第 87 号

天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下この条及び次条において「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（第 5 条において「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬には、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。

3 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「第 2 号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

(第 1 号会計年度任用職員の報酬)

第 3 条 第 1 号会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額により、規則で定めるところにより決定する。

2 前項の報酬の額は、第 1 号会計年度任用職員をその職員の職務に従事する第 2 号会計年度任用職員と仮定し、かつ、その第 2 号会計年度任用職員に次条の規定を適用したと仮定した場合に決定される給料の額に、規則で定める額を加算した額を基礎として決定するものとする。

3 前2項の規定により難い特別の事情があると認められる第1号会計年度任用職員の報酬については、前2項の規定にかかわらず、天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年天草市条例第40号。第6条第2項において「報酬等条例」という。）別表その他の非常勤の職員の項に定める報酬額を超えない範囲内で、その額を決定することができる。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第4条 第2号会計年度任用職員の給料の額は、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲内において、規則で定めるところにより決定する。

（給与の額、支給方法等）

第5条 前2条に定めるもののほか、第2条に掲げる給与の額、支給方法等に関し必要な事項は、会計年度任用職員の職務の複雑、困難、特殊及び責任の度に応じ、かつ、天草市職員の給与に関する条例（平成18年天草市条例第46号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（第8条第2項において「常勤職員」という。）との均衡を考慮し、規則で定める。

（第1号会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第6条 第1号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、報酬等条例第5条の規定の適用を受ける職員の例による。

（第2号会計年度任用職員の旅費）

第7条 第2号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類、額及び支給方法は、天草市職員等の旅費に関する条例（平成18年天草市条例第51号）別表第1一般職の職員の項の適用を受ける職員の例による。

（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第8条 第1号会計年度任用職員が給与条例第15条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法は、常勤職員に支給される通勤手当の額及び支給方法との均衡を考慮して規則で定める。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職 種	月 額
医師（診療所）及び歯科医師 （診療所）	給与条例別表第2医療職給料表（一）に定める1級 における最高の号給の給料月額
歯科衛生士（診療所）	給与条例別表第2医療職給料表（二）に定める1級 における最高の号給の給料月額
看護師（診療所）及び准看護師 （診療所）	給与条例別表第2医療職給料表（三）に定める1級 及び2級における最高の号給の給料月額
上記以外の職	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級におけ る最高の号給の給料月額

（提案理由）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 88 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天草市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員定数条例（平成 18 年天草市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「臨時又は非常勤の職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条の 3 第 4 項に規定する臨時の職」に改める。

(天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年天草市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「非常勤職員」の次に「（法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

(天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 18 年天草市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 休職者は、休職期間中、条例に特別の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給されない。

(天草市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 天草市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成18年天草市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額(天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年天草市条例第 号)第2条第2項に規定する手当に相当する額を除く。))」を加える。

(天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年天草市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(天草市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 天草市職員の育児休業等に関する条例(平成18年天草市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第25条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の取扱いについては、規則で定める。

(天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年天草市条例第40号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、「非常勤職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定に基づき任用される一般職の非常勤職員及び次に掲げる者以外の者の日当」を「日当の額」に改め、同項各号を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		報酬の額
行政不服審査会委員		日額 10,000円
政治倫理審査会委員		日額 10,000円
退職手当審査会委員		日額 10,000円
公務災害補償等審査会委員		日額 10,000円
産業医		月額 54,700円
消防団	団長	年額 200,000円
	副団長	年額 150,000円
	方面隊長	年額 120,000円
	方面副隊長	年額 94,000円
	分団長	年額 72,000円
	副分団長	年額 51,000円
	部長	年額 47,000円
	班長	年額 32,000円
	基本団員	年額 24,000円
	機能別団員	年額 10,000円
固定資産評価審査委員会委員		日額 10,000円
統計調査員		調査区域、調査件数等に応じて、予算の範

		圏内で市長が定める額
スポーツ推進委員		年額 36,000円
乳幼児健康診査医		日額27,080円（看護師を伴った場合にあっては、32,400円）
乳幼児健康診査歯科医		日額27,080円（歯科衛生士を伴った場合にあっては、32,400円）
予防接種健康被害調査委員会委員		日額 10,000円
予防接種嘱託医		日額27,080円（看護師を伴った場合にあっては、32,400円）
福祉事務所嘱託医		月額 83,800円
障害者介護給付費等の支給審査会委員		日額15,000円（規則で定める研修を受講する場合にあっては、7,500円）
児童扶養手当障害認定医		日額 10,000円
保育所	嘱託医	年額74,000円+1,300円×定員数
	歯科嘱託医	年額37,000円+650円×定員数
本渡看護専門学校長		月額 176,400円
鳥獣被害対策実施隊員		日額 6,000円
天草キリシタン館長		月額 170,200円
御所浦白亜紀資料館長		月額 170,200円
景観審議会委員		日額 10,000円
建築審査会委員		日額 10,000円
教育委員会委員		月額 45,000円
学校医		年額171,000円+100円×児童生徒数 日額10,000円（看護師を伴った場合にあっては、15,320円）
学校歯科医		年額171,000円+100円×児童生徒数 日額10,000円（歯科衛生士を伴った場合にあっては、15,320円）
学校薬剤師		年額 110,000円

学校評議員		年額 12,000円
いじめ防止対策審議会委員		日額 10,000円
いじめ再調査委員会委員		日額 10,000円
中央図書館長		月額 170,200円
図書館長		月額 36,800円
教育委員会事務点検評価員		日額 10,000円
文化財保護審議会学術検討委員		日額 10,000円
文化財保護審議会専門調査委員		1時間当たり 1,000円
監査委員	議会議員	月額 31,000円
	識見を有する者	月額 183,000円
農業委員会	会長	月額 34,000円
	会長職務代理者	月額 30,000円
	委員	月額 27,000円
	農地利用最適化推進委員	月額 27,000円
選挙管理委員会	委員長	月額 22,000円
	委員	月額 18,000円
選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に定める経費の基準の範囲内で市長が定める額
投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票管理者		
開票管理者		
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
指定病院等における不在者投票外部立会人		
開票立会人		
選挙立会人		
その他の非常勤の職員		

	定める額
--	------

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 天草市職員の給与に関する条例(平成18年天草市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第4号の職員」の次に「、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第34条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員」に改め、「又は報酬」を削る。

(天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年天草市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「職員」という。)」を削る。

第2条第1項中「職員」を「技能労務職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)」に改め、同条に次の3項を加える。

3 技能労務職員で職員以外のもの(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)については、職員の給与との均衡を考慮して予算の範囲内で給与を支給する。

4 技能労務職員で職員以外のもののうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年天草市条例第 号)の適用を受ける職員の例による。

5 前項の会計年度任用職員の退職手当については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 天草市職員の退職手当に関する条例(平成18年天草市条例第50号)の一部を次

のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(天草市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 天草市職員等の旅費に関する条例（平成18年天草市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下これらを」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下」に改める。

第3条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

(天草市公民館条例の一部改正)

第12条 天草市公民館条例（平成18年天草市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年天草市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第1条中「で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）」を削る。

第2条第1項中「職員」を「上下水道事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）」に改める。

第13条第2項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第16条中「もの」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第17条 上下水道事業企業職員で職員以外のもののうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年天草市条例第 号）の適用を受ける職員の例による。

2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月

が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

(天草市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第14条 天草市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成19年天草市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年天草市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第1条中「で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)」を削る。

第2条第1項中「職員」を「病院事業の企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)」に改める。

第20条第2項第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第26条の見出し中「臨時又は」を削り、同条中「もの」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第27条 企業職員で職員以外のもののうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、天草市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年天草市条例第 号)の適用を受ける職員の例による。

2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、職員の例により支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 89 号

天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成 18 年天草市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市職員の給与に関する条例(平成 18 年天草市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 25 条第 2 号中「(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 26 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 27 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 33 条第 5 項中「の定」を「の定め」に改め、同条第 6 項中「当該各号」を「これらの規定」に改め、「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項」を「、それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定」に改める。

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 天草市職員の退職手当に関する条例(平成18年天草市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(天草市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 天草市職員等の旅費に関する条例(平成18年天草市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改める。

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年天草市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例(平成18年天草市条例第262号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第15条第1項中「退職報酬金」を「退職報償金」に改める。

(天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年天草市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 90 号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成 18 年天草市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 2 号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第 9 備考に次のように加える。

- 10 一の認定申請において、審査を要する建築物が 2 以上ある場合の手数料の額は、それぞれの建築物の区分に応じた認定申請に係る額を合計した額とする。
- 11 一の変更認定申請において、建築物省エネ法第 30 条 1 項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「計画」という。）に記載されている建築物が 2 以上ある場合であって、審査を要する建築物の数が 1 であるとき（計画に他の建築物を追加するときを除く。）の手数料の額は、当該審査を要する建築物の区分に応じた変更認定申請に係る額とする。
- 12 一の変更認定申請において、審査を要する建築物の数が 1 である場合（計画に他の建築物を追加する場合に限る。）の手数料の額は、当該建築物の区分に応じた認定申請に係る額とする。
- 13 一の変更認定申請において、審査を要する建築物が 2 以上ある場合の手数料の額は、それぞれの区分に応じた変更認定申請に係る額（計画に追加する他の建築物にあっては、その区分に応じた認定申請に係る額）の合計額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 9 備考に次のように加える改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

工業標準化法（昭和24年法律第185号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 1 号

天草市複合施設こらす条例の制定について

天草市複合施設こらす条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 2 7 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市複合施設こらす条例

(設置)

第 1 条 市民に自主的な活動及び交流を行う場を提供し、市民活動を総合的に支援することを目的として複合施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草市複合施設こらす	天草市浄南町 4 番 1 5 号

(施設)

第 3 条 天草市複合施設こらす（以下「こらす」という。）に次に掲げる施設を置く。

- (1) 天草市公民館条例（平成 1 8 年天草市条例第 9 4 号）別表に規定する本渡地区公民館
- (2) 天草市立図書館条例（平成 1 8 年天草市条例第 9 5 号）第 2 条第 1 項の表に規定する天草市立中央図書館
- (3) 天草市保健福祉センター条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 4 9 号）第 2 条の表に規定する天草中央保健福祉センター
- (4) 天草市男女共同参画センター条例（平成 2 3 年天草市条例第 7 号）第 2 条の表に規定する天草市男女共同参画センター
- (5) 天草市生涯学習センター条例（平成 2 4 年天草市条例第 5 8 号）第 2 条の表に規定する中央生涯学習センター

2 こらすは、前項各号に掲げる施設の事業を相互に連携して実施することにより、市民の利便性の向上及び相乗的な事業効果の促進を図るものとする。

(管理)

第4条 ここらすの管理に関することは、前条第1項各号に掲げる条例（以下「個別施設条例」という。）に定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。

(休館日等)

第5条 ここらすの休館日及び利用時間は、規則で定める。

(施設の利用)

第6条 市長は、市の行う事業その他の規則で定める事業に支障のない範囲において、別表の左欄に掲げるここらすの施設を一般の利用に供するものとする。この場合において、施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、第3条第1項各号に掲げる施設を利用しようとする者に対する許可は、当該個別施設条例に定めるところにより行うものとする。

3 市長は、ここらすの管理上必要があると認めるときは、前2項の利用の許可について条件を付することができる。

(利用制限)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ここらすの利用を許可しないことができる。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) その利用がここらすの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その利用が専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ここらすの管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第8条 ここらすの使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、第6条第1項の許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用の10日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、ここらすを許可目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第12条 利用者は、ここらすを利用するために特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその利用を停止し、若しくは退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第6条第3項に規定する利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責任を負わない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、ここらすの利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により利用許可を取り消されたとき、利用を停止されたとき、又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市がこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(入館の制限)

第15条 市長は、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者に対し入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、ここらすの施設又はその附属設備に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(立入検査)

第17条 利用者は、市の職員が職務執行のため入場し、又はここらすの利用について指示をしたときは、これを拒むことができない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由がなく利用時間が終わった後も利用を続ける者
 - (2) 第13条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは退館を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
 - (3) 第15条の規定により入館を拒み、又は退館を命じてもお入館しようとする者又は退館しない者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
- 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(天草市公民館条例の一部改正)

- 2 天草市公民館条例の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条を次のように改める。

(休館日等)

第4条 公民館の休館日及び利用時間は、規則で定める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「別表第2のとおりとする」を「天草市複合施設こころす条例（令和元年天草市条例第 号）別表に定めるところによる」に改め、同条第2項中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条第1項第3号中「第6条第4項」を「第5条第4項」に改め、同項第4号中「第8条各号」を「第7条各号」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条第1項第2号中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第3号中「第16条」を「第15条」に改め、同条を第19条とする。

別表第1本渡地区公民館の項中「船之尾町11番4号」を「浄南町4番15号」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

（天草市立図書館条例の一部改正）

3 天草市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表天草市立中央図書館の項中「東町13番地1」を「浄南町4番15号」に改める。

第4条を次のように改める。

（休館日等）

第4条 図書館の休館日及び利用時間は、規則で定める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

（天草市保健福祉センター条例の一部改正）

4 天草市保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表天草中央保健福祉センターの項中「亀場町亀川1886番地2」を「浄南町4番15号」に改める。

第5条を次のように改める。

（休館日等）

第5条 保健センターの休館日及び利用時間は、規則で定める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「第7条第2項第3号」を「第6条第2項第3号」に改め、同項に次のた

だし書を加える。

ただし、天草中央保健福祉センターの使用料の額は、天草市複合施設こらす条例（令和元年天草市条例第 号）別表に定めるところによる。

第 9 条第 2 項中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 14 条第 1 項第 3 号中「第 7 条第 3 項」を「第 6 条第 3 項」に改め、同項第 4 号中「第 8 条各号」を「第 7 条各号」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条を第 14 条とし、第 16 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 20 条第 1 項第 2 号中「第 14 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 16 条」を「第 15 条」に改め、同条を第 19 条とする。

別表中「（第 9 条関係）」を「（第 8 条関係）」に改め、同表天草中央保健福祉センターの項を削る。

（天草市男女共同参画センター条例の一部改正）

5 天草市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「東町 13 番地 1」を「浄南町 4 番 15 号」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（休館日等）

第 5 条 センターの休館日及び利用時間は、規則で定める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 項第 3 号中「第 7 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条中「別表のとおりとする」を「天草市複合施設こらす条例（令和元年天草市条例第 号）別表に定めるところによる」に改め、同条を第 9 条とする。

第 18 条第 2 号中「第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 14 条」を「第 15 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条を第 18 条とし、第 14 条から第 16 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 13 条第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（使用料の減免）

第 10 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用の10日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

別表を削る。

(天草市生涯学習センター条例の一部改正)

6 天草市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
中央生涯学習センター	天草市浄南町4番15号
生涯学習センター	天草市久玉町5716番地4

第5条を次のように改める。

(休館日等)

第5条 センターの休館日及び利用時間は、規則で定める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項第3号中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、中央生涯学習センターの使用料の額は、天草市複合施設こころす条例（令和元年天草市条例第 号）別表に定めるところによる。

第10条第2項中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条第2号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第3号中「第16条」を「第15条」に改め、同条を第19条とする。

別表中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

(天草市勤労青少年ホーム条例の廃止)

7 天草市勤労青少年ホーム条例（平成18年天草市条例第111号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

区分	基本使用料（1時間当たり）	冷暖房使用料（1時間当たり）
多目的室A	400円	300円
多目的室B	200円	200円
健診室	600円	400円
会議室A	200円	200円
会議室B	200円	200円
会議室C	200円	200円
会議室D	200円	200円
会議室E	100円	100円
和室	100円	100円
調理実習室	400円	200円
音楽室	100円	100円
福祉ボランティア室	100円	100円
喫茶ブース	100円	
おおらかな庭	無料	
附属設備	規則で定める額	

（備考）

- 1 利用者が、特別の設備をし、又は備付け器具以外の器具を使用するときは、電気料及び水道料として、実費相当額を徴収する。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

（提案理由）

公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 92 号

天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市運動広場条例の一部を改正する条例

天草市運動広場条例（平成 18 年天草市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市倉岳グラウンドの項を削る。

別表第 3 天草市倉岳グラウンド夜間照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市倉岳グラウンドを廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 93 号

天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

天草市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 94 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を
改正する条例

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年
天草市条例第 12 号）の一部を次のように改める。

第 3 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 4 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者
等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者等」を「教育
・保育給付認定保護者等」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要
がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 95 号

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 18 年天草市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 7 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第 7 条第 2 項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）」を「磁気ディスク」に改める。

第 13 条第 1 項第 3 号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第 14 条第 1 項中「第 7 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで」を「第 7 条第 1 項第 3 号、第 4 号、

第6号及び第7号に」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の一部改正等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 96 号

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天草市水道事業給水条例（平成 18 年天草市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。
第 29 条第 1 号中「8, 000 円」を「10, 000 円」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 7 条第 1 項の指定の更新をするとき 1 件につき 10, 000 円

第 35 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 29 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の指定（以下「指定」という。）の申込みがあったものについて適用し、同日前に指定の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の施行等に伴い、給水装置工事事業者の指定に係る更新手数料の新設及び指定手数料の改定等を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 97 号

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例

天草市立幼稚園条例（平成 18 年天草市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「月額 5,900 円」を「無料」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、幼稚園を無償化するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 98 号

天草市学校給食費条例の制定について

天草市学校給食費条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市学校給食費条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が教育行政の一環として実施する学校給食に伴う学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「学校等」とは、天草市立小・中学校設置条例（平成 18 年天草市条例第 85 号）第 2 条に規定する小学校及び中学校並びに天草市立幼稚園条例（平成 18 年天草市条例第 88 号）第 2 条に規定する幼稚園（次項において「幼稚園」という。）をいう。

2 この条例において「学校給食」とは、小学校及び中学校において実施する学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食並びに幼稚園において実施する給食をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 本市は、学校等において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第 4 条 市長は、次に掲げる者（以下「保護者等」という。）から、学校給食に要する経費（学校給食法第 11 条第 1 項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。）の範囲内で規則で定める額を学校給食費として徴収する。

(1) 学校給食の提供を受ける児童等（学校等に在籍する児童、生徒及び園児をいう。）の保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。）

(2) 前号に掲げる者のほか、教職員その他の学校給食の提供を受ける者

(学校給食費の納付)

第5条 保護者等は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収に関して必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 99 号

天草市立本渡看護専門学校条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立本渡看護専門学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立本渡看護専門学校条例の一部を改正する条例

天草市立本渡看護専門学校条例（平成 18 年天草市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条（見出しを含む。）及び第 7 条（見出しを含む。）中「授業料」を「授業料等」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）の制定に伴い、授業料及び入学金に係る減免の制度を拡充するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

令和元年度天草市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度天草市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 292,129 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,727,028 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年8月27日提出

天草市長 中村五木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		20,000	159,390	179,390
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	159,390	159,390
13 分担金及び負担金		525,505	△ 111,940	413,565
	2 負担金	460,534	△ 111,940	348,594
14 使用料及び手数料		645,931	△ 3,120	642,811
	1 使用料	467,862	△ 3,120	464,742
15 国庫支出金		6,736,433	173,415	6,909,848
	1 国庫負担金	4,948,367	152,073	5,100,440
	2 国庫補助金	1,772,121	21,342	1,793,463
16 県支出金		4,077,279	9,595	4,086,874
	2 県補助金	1,454,372	9,595	1,463,967
18 寄附金		300,001	200	300,201
	1 寄附金	300,001	200	300,201
19 繰入金		3,643,953	△ 152,035	3,491,918
	2 基金繰入金	3,643,953	△ 152,035	3,491,918
21 諸収入		471,737	324	472,061
	5 雑入	275,170	324	275,494
22 市債		6,554,600	216,300	6,770,900
	1 市債	6,554,600	216,300	6,770,900
補正されなかった款項に係る額		32,459,460		32,459,460
歳入合計		55,434,899	292,129	55,727,028

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,922,558	66,166	10,988,724
	1 総務管理費	10,132,994	66,166	10,199,160
3 民生費		17,310,193	45,892	17,356,085
	1 社会福祉費	4,732,822	13,303	4,746,125
	2 高齢者福祉費	4,583,856	22,281	4,606,137
	3 児童福祉費	6,518,461	8,416	6,526,877
	4 生活保護費	1,474,554	1,892	1,476,446
5 農林水産業費		2,463,108	1,277	2,464,385
	1 農業費	1,423,828	1,277	1,425,105
6 商工費		1,867,586	172,603	2,040,189
	1 商工費	1,867,586	172,603	2,040,189
7 土木費		3,785,683	5,000	3,790,683
	1 土木管理費	194,910	5,000	199,910
9 教育費		3,286,898	1,191	3,288,089
	4 幼稚園費	134,535	1,191	135,726
補正されなかった款項に係る額		15,798,873		15,798,873
歳出合計		55,434,899	292,129	55,727,028

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	56,139
		宮地岳観光交流施設整備事業	339,414

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
城河原体育館建設事業	令和2年度	151,593
河浦中央児童館指定管理料	令和2年度～令和5年度	22,968
新和町高齢者生活福祉センター指定管理料	令和2年度～令和3年度	9,158
天草宝島国際交流会館ポルト指定管理料	令和2年度～令和4年度	51,402
天草市民センター指定管理料	令和2年度～令和4年度	133,588
牛深総合センター指定管理料	令和2年度～令和4年度	115,986

第4表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	134,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	174,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
体育施設整備事業	101,800	〃	〃	〃	125,700	〃	〃	〃
地域医療対策事業	28,300	〃	〃	〃	41,600	〃	〃	〃
観光施設整備事業	192,300	〃	〃	〃	331,300	〃	〃	〃

議第101号

令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,802,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月27日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	2,909	2,910
	1 繰越金	1	2,909	2,910
補正されなかった款項に係る額		11,799,564		11,799,564
歳入合計		11,799,565	2,909	11,802,474

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		3,001	2,909	5,910
	1 償還金及び還付加算金	3,001	2,909	5,910
補正されなかった款項に係る額		11,796,564		11,796,564
歳出合計		11,799,565	2,909	11,802,474

令和元年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 31 年度天草市斎場事業特別会計予算」の名称を「令和元年度天草市斎場事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 31 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 32 年度」以降も同様とする。

令和元年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131,186 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6市債		37,600	20,400	58,000
	1市債	37,600	20,400	58,000
補正されなかった款項に係る額		73,186		73,186
歳入合計		110,786	20,400	131,186

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 斎場事業費		101,721	20,400	122,121
	1 斎場事業費	101,721	20,400	122,121
補正されなかった款項に係る額		9,065		9,065
歳 出 合 計		110,786	20,400	131,186

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新火葬場建設事業	令和2年度	756,312

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	37,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。	58,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

令和元年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度天草市病院事業会計予算」の名称を「令和元年度天草市病院事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

（総則）

第1条 令和元年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度天草市病院事業会計予算第11条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第12条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療事務業務委託	令和2年度～令和4年度	228,207千円
給食業務委託	令和2年度～令和4年度	257,277千円

令和元年8月27日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 104 号

平成 30 年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度天草市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度
天草市一般会計歳入歳出決算書

歳入合計	58,890,567,480	円
歳出合計	56,099,667,866	円
歳入歳出差引残額	2,790,899,614	円
うち翌年度へ繰越すべき財源	481,443,725	円

平成30年度 一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 市税		7,272,060,000	7,781,985,600	7,564,211,405	35,597,135	182,920,572	292,151,405
	1 市民税	2,886,011,000	3,114,552,380	3,057,997,318	8,544,137	48,556,487	171,986,318
	2 固定資産税	3,275,620,000	3,517,338,303	3,376,555,345	23,555,603	117,368,435	100,935,345
	3 軽自動車税	269,207,000	285,187,907	279,211,354	493,938	5,531,465	10,004,354
	4 市たばこ税	513,000,000	513,978,324	513,978,324	0	0	978,324
	6 入湯税	32,400,000	32,245,880	32,245,880	0	0	△ 154,120
	7 都市計画税	295,822,000	318,682,806	304,223,184	3,003,457	11,464,185	8,401,184
2 地方譲与税		498,900,000	480,116,000	480,116,000	0	0	△ 18,784,000
	1 地方揮発油譲与税	133,000,000	138,230,000	138,230,000	0	0	5,230,000
	2 自動車重量譲与税	364,000,000	340,511,000	340,511,000	0	0	△ 23,489,000
	4 航空機燃料譲与税	1,900,000	1,375,000	1,375,000	0	0	△ 525,000
3 利子割交付金		7,000,000	10,908,000	10,908,000	0	0	3,908,000
	1 利子割交付金	7,000,000	10,908,000	10,908,000	0	0	3,908,000
4 配当割交付金		15,000,000	21,067,000	21,067,000	0	0	6,067,000
	1 配当割交付金	15,000,000	21,067,000	21,067,000	0	0	6,067,000
5 株式等譲渡所 得割交付金		6,000,000	16,465,000	16,465,000	0	0	10,465,000
	1 株式等譲渡所得割 交付金	6,000,000	16,465,000	16,465,000	0	0	10,465,000
6 地方消費税交 付金		1,503,000,000	1,543,533,000	1,543,533,000	0	0	40,533,000
	1 地方消費税交付金	1,503,000,000	1,543,533,000	1,543,533,000	0	0	40,533,000
7 ゴルフ場利用 税交付金		10,000,000	9,074,206	9,074,206	0	0	△ 925,794
	1 ゴルフ場利用税交 付金	10,000,000	9,074,206	9,074,206	0	0	△ 925,794

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
8 自動車取得税		124,000,000	113,103,000	113,103,000	0	0	△ 10,897,000
交付金	1 自動車取得税交付金	124,000,000	113,103,000	113,103,000	0	0	△ 10,897,000
9 地方特例交付金		18,000,000	24,469,000	24,469,000	0	0	6,469,000
	1 地方特例交付金	18,000,000	24,469,000	24,469,000	0	0	6,469,000
10 地方交付税		22,883,149,000	23,291,699,000	23,291,699,000	0	0	408,550,000
	1 地方交付税	22,883,149,000	23,291,699,000	23,291,699,000	0	0	408,550,000
11 交通安全対策特別交付金		7,000,000	6,268,000	6,268,000	0	0	△ 732,000
	1 交通安全対策特別交付金	7,000,000	6,268,000	6,268,000	0	0	△ 732,000
12 分担金及び負担金		510,204,442	486,358,179	483,275,545	0	3,082,634	△ 26,928,897
	1 分担金	41,941,442	31,323,470	30,894,760	0	428,710	△ 11,046,682
	2 負担金	468,263,000	455,034,709	452,380,785	0	2,653,924	△ 15,882,215
13 使用料及び手数料		642,809,000	701,503,180	653,462,425	0	48,040,755	10,653,425
	1 使用料	461,132,000	518,577,600	470,536,845	0	48,040,755	9,404,845
	2 手数料	181,677,000	182,925,580	182,925,580	0	0	1,248,580
14 国庫支出金		7,285,969,340	6,268,387,311	6,268,387,311	0	0	△ 1,017,582,029
	1 国庫負担金	5,233,008,000	5,043,700,330	5,043,700,330	0	0	△ 189,307,670
	2 国庫補助金	2,028,894,340	1,203,870,720	1,203,870,720	0	0	△ 825,023,620
	3 国庫委託金	24,067,000	20,816,261	20,816,261	0	0	△ 3,250,739
15 県支出金		3,967,881,627	3,596,039,341	3,596,039,341	0	0	△ 371,842,286
	1 県負担金	2,298,301,000	2,259,445,954	2,259,445,954	0	0	△ 38,855,046
	2 県補助金	1,505,856,627	1,179,971,516	1,179,971,516	0	0	△ 325,885,111
	3 県委託金	163,724,000	156,621,871	156,621,871	0	0	△ 7,102,129

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
16 財産収入		117,116,000	138,040,482	133,947,284	0	4,093,198	16,831,284
	1 財産運用収入	101,568,000	108,788,341	104,695,143	0	4,093,198	3,127,143
	2 財産売払収入	15,548,000	29,252,141	29,252,141	0	0	13,704,141
17 寄附金		308,626,000	209,213,563	209,213,563	0	0	△ 99,412,437
	1 寄附金	308,626,000	209,213,563	209,213,563	0	0	△ 99,412,437
18 繰入金		4,280,209,000	4,201,715,289	4,201,715,289	0	0	△ 78,493,711
	2 基金繰入金	4,280,209,000	4,201,715,289	4,201,715,289	0	0	△ 78,493,711
19 繰越金		2,998,158,391	2,998,159,014	2,998,159,014	0	0	623
	1 繰越金	2,998,158,391	2,998,159,014	2,998,159,014	0	0	623
20 諸収入		550,854,000	495,295,744	476,454,097	0	18,841,647	△ 74,399,903
	1 延滞金、加算金及び過料	4,881,000	4,330,218	4,330,218	0	0	△ 550,782
	2 市預金利子	246,000	116,021	116,021	0	0	△ 129,979
	3 貸付金元利収入	195,024,000	70,225,204	70,002,100	0	223,104	△ 125,021,900
	4 受託事業収入	3,177,000	3,025,809	3,025,809	0	0	△ 151,191
	5 雑入	347,526,000	417,598,492	398,979,949	0	18,618,543	51,453,949
21 市債		10,686,600,000	6,789,000,000	6,789,000,000	0	0	△ 3,897,600,000
	1 市債	10,686,600,000	6,789,000,000	6,789,000,000	0	0	△ 3,897,600,000
歳入合計		63,692,536,800	59,182,399,909	58,890,567,480	35,597,135	256,978,806	△ 4,801,969,320

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議会費		274,609,000	263,225,697	0	11,383,303	11,383,303
	1 議会費	274,609,000	263,225,697	0	11,383,303	11,383,303
2 総務費		15,018,904,000	12,393,422,138	2,106,308,258	519,173,604	2,625,481,862
	1 総務管理費	14,379,168,000	11,805,101,940	2,101,837,058	472,229,002	2,574,066,060
	2 徴税費	333,561,000	314,675,704	0	18,885,296	18,885,296
	3 地籍調査費	62,022,000	53,683,269	0	8,338,731	8,338,731
	4 戸籍住民基本台帳費	115,836,000	107,483,447	0	8,352,553	8,352,553
	5 選挙費	45,959,000	35,624,595	4,471,200	5,863,205	10,334,405
	6 統計調査費	38,627,000	34,212,774	0	4,414,226	4,414,226
	7 監査委員費	43,731,000	42,640,409	0	1,090,591	1,090,591
3 民生費		17,008,520,000	16,552,598,748	2,857,000	453,064,252	455,921,252
	1 社会福祉費	4,812,745,000	4,684,243,868	0	128,501,132	128,501,132
	2 高齢者福祉費	4,200,652,000	4,154,312,476	2,857,000	43,482,524	46,339,524
	3 児童福祉費	6,459,936,000	6,184,711,381	0	275,224,619	275,224,619
	4 生活保護費	1,534,687,000	1,529,101,023	0	5,585,977	5,585,977
	5 災害救助費	500,000	230,000	0	270,000	270,000
4 衛生費		6,484,314,000	6,237,732,577	0	246,581,423	246,581,423
	1 保健衛生費	1,022,594,000	943,255,180	0	79,338,820	79,338,820
	2 環境費	3,348,877,000	3,208,608,438	0	140,268,562	140,268,562
	3 斎場費	62,417,000	62,417,000	0	0	0
	4 水道費	977,174,000	969,685,196	0	7,488,804	7,488,804
	5 病院費	861,937,000	850,766,000	0	11,171,000	11,171,000
	6 看護専門学校費	211,315,000	203,000,763	0	8,314,237	8,314,237

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
5 農林水産業費		2,896,729,000	2,279,697,804	343,220,000	273,811,196	617,031,196
	1 農業費	1,425,702,000	1,179,824,995	48,021,000	197,856,005	245,877,005
	2 林業費	316,758,000	284,643,673	0	32,114,327	32,114,327
	3 水産業費	1,154,269,000	815,229,136	295,199,000	43,840,864	339,039,864
6 商工費		2,447,421,000	1,812,980,969	482,009,900	152,430,131	634,440,031
	1 商工費	2,447,421,000	1,812,980,969	482,009,900	152,430,131	634,440,031
7 土木費		3,932,155,000	2,814,024,085	578,945,000	539,185,915	1,118,130,915
	1 土木管理費	227,662,000	199,501,355	3,000,000	25,160,645	28,160,645
	2 道路橋梁費	1,683,712,000	1,412,463,764	231,195,000	40,053,236	271,248,236
	3 河川費	198,146,000	178,773,424	3,000,000	16,372,576	19,372,576
	4 港湾費	160,065,000	90,982,067	27,260,000	41,822,933	69,082,933
	5 都市計画費	1,288,606,000	587,689,884	314,490,000	386,426,116	700,916,116
	7 住宅費	373,964,000	344,613,591	0	29,350,409	29,350,409
8 消防費		3,527,120,000	3,129,341,925	252,192,000	145,586,075	397,778,075
	1 消防費	3,527,120,000	3,129,341,925	252,192,000	145,586,075	397,778,075
9 教育費		4,422,143,000	3,498,185,980	754,305,000	169,652,020	923,957,020
	1 教育総務費	1,192,445,000	1,114,665,553	0	77,779,447	77,779,447
	2 小学校費	1,032,554,000	420,744,069	580,381,000	31,428,931	611,809,931
	3 中学校費	686,918,000	675,392,115	0	11,525,885	11,525,885
	4 幼稚園費	183,259,000	170,602,929	0	12,656,071	12,656,071
	6 学校給食費	740,042,000	555,668,460	173,924,000	10,449,540	184,373,540
	7 社会教育費	586,925,000	561,112,854	0	25,812,146	25,812,146

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
10 災害復旧費		779,067,800	366,182,029	356,016,500	56,869,271	412,885,771
	1 農林水産施設災害復旧費	212,294,800	141,537,420	60,484,000	10,273,380	70,757,380
	2 公共土木施設災害復旧費	566,773,000	224,644,609	295,532,500	46,595,891	342,128,391
11 公債費		6,871,605,000	6,752,275,914	0	119,329,086	119,329,086
	1 公債費	6,871,605,000	6,752,275,914	0	119,329,086	119,329,086
13 予備費		29,949,000	0	0	29,949,000	29,949,000
	1 予備費	29,949,000	0	0	29,949,000	29,949,000
歳 出 合 計		63,692,536,800	56,099,667,866	4,875,853,658	2,717,015,276	7,592,868,934

議第 105 号

平成 30 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	13,079,805,640	円
歳出合計	12,798,186,856	円
歳入歳出差引残額	281,618,784	円

平成30年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険 税		1,723,327,000	2,015,888,189	1,771,523,822	33,530,945	211,306,870	48,196,822
	1 国民健康保険税	1,723,327,000	2,015,888,189	1,771,523,822	33,530,945	211,306,870	48,196,822
2 使用料及び手 数料		1,500,000	1,186,146	1,186,146	0	0	△ 313,854
	1 手数料	1,500,000	1,186,146	1,186,146	0	0	△ 313,854
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 国庫負担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 療養給付費交 付金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 療養給付費交付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 県支出金		9,555,582,000	9,674,096,467	9,674,096,467	0	0	118,514,467
	1 県負担金・補助金	9,555,582,000	9,674,096,467	9,674,096,467	0	0	118,514,467
6 財産収入		1,736,000	1,735,686	1,735,686	0	0	△ 314
	1 財産運用収入	1,736,000	1,735,686	1,735,686	0	0	△ 314
7 繰入金		1,153,921,000	1,085,760,000	1,085,760,000	0	0	△ 68,161,000
	1 一般会計繰入金	1,153,920,000	1,085,760,000	1,085,760,000	0	0	△ 68,160,000
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
8 繰越金		507,286,000	507,286,189	507,286,189	0	0	189
	1 繰越金	507,286,000	507,286,189	507,286,189	0	0	189
9 諸収入		12,295,000	38,231,099	38,217,330	0	13,769	25,922,330
	1 延滞金、加算金及 び過料	3,100,000	5,118,297	5,118,297	0	0	2,018,297
	2 預金利子	1,000	10,667	10,667	0	0	9,667
	3 雑入	9,194,000	33,102,135	33,088,366	0	13,769	23,894,366
歳 入 合 計		12,955,649,000	13,324,183,776	13,079,805,640	33,530,945	211,320,639	124,156,640

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費		147,882,000	139,925,880	0	7,956,120	7,956,120
	1 総務管理費	128,167,000	123,203,059	0	4,963,941	4,963,941
	2 徴税費	10,443,000	9,564,253	0	878,747	878,747
	3 運営協議会費	635,000	334,187	0	300,813	300,813
	4 国民健康保険特別対策 事業費	8,637,000	6,824,381	0	1,812,619	1,812,619
2 保険給付費		9,337,453,000	9,257,308,184	0	80,144,816	80,144,816
	1 療養諸費	8,026,978,000	7,970,542,181	0	56,435,819	56,435,819
	2 高額療養費	1,276,375,000	1,262,036,073	0	14,338,927	14,338,927
	3 移送費	500,000	0	0	500,000	500,000
	4 出産育児諸費	29,400,000	21,149,930	0	8,250,070	8,250,070
	5 葬祭諸費	4,200,000	3,580,000	0	620,000	620,000
3 国民健康保険 事業費納付金		3,044,022,000	3,044,019,736	0	2,264	2,264
	1 医療給付費分	2,274,487,000	2,274,486,191	0	809	809
	2 後期高齢者支援金等分	559,012,000	559,011,148	0	852	852
	3 介護納付金分	210,523,000	210,522,397	0	603	603
4 共同事業拠出 金		10,000	1,344	0	8,656	8,656
	1 共同事業拠出金	10,000	1,344	0	8,656	8,656
6 保健事業費		136,820,000	117,700,861	0	19,119,139	19,119,139
	1 保健事業費	15,166,000	11,685,790	0	3,480,210	3,480,210
	2 特定健康診査等事業費	95,499,000	80,370,392	0	15,128,608	15,128,608
	3 総合保健施設事業費	26,155,000	25,644,679	0	510,321	510,321

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
7 基金積立金		1,736,000	1,735,686	0	314	314
	1 基金積立金	1,736,000	1,735,686	0	314	314
9 諸支出金		237,726,000	237,495,165	0	230,835	230,835
	1 償還金及び還付加算金	229,086,000	228,855,165	0	230,835	230,835
	2 繰出金	8,640,000	8,640,000	0	0	0
10 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
	1 予備費	50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
歳 出 合 計		12,955,649,000	12,798,186,856	0	157,462,144	157,462,144

議第 106 号

平成 30 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	11,685,297,544	円
歳出合計	11,369,979,792	円
歳入歳出差引残額	315,317,752	円

平成30年度 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 保険料		1,907,466,000	1,937,309,408	1,924,157,563	2,509,050	11,272,615	16,691,563
	1 介護保険料	1,907,466,000	1,937,309,408	1,924,157,563	2,509,050	11,272,615	16,691,563
2 使用料及び手数料		200,000	290,900	290,900	0	0	90,900
	1 手数料	200,000	290,900	290,900	0	0	90,900
3 国庫支出金		3,116,665,000	3,101,972,991	3,101,972,991	0	0	△ 14,692,009
	1 国庫負担金	1,881,950,000	1,869,262,161	1,869,262,161	0	0	△ 12,687,839
	2 国庫補助金	1,234,715,000	1,232,710,830	1,232,710,830	0	0	△ 2,004,170
4 支払基金交付金		2,940,085,000	2,826,685,000	2,826,685,000	0	0	△ 113,400,000
	1 支払基金交付金	2,940,085,000	2,826,685,000	2,826,685,000	0	0	△ 113,400,000
5 県支出金		1,622,672,000	1,592,475,871	1,592,475,871	0	0	△ 30,196,129
	1 県負担金	1,531,199,000	1,507,439,332	1,507,439,332	0	0	△ 23,759,668
	2 県補助金	91,473,000	85,036,539	85,036,539	0	0	△ 6,436,461
6 財産収入		1,180,000	1,165,870	1,165,870	0	0	△ 14,130
	1 財産運用収入	1,180,000	1,165,870	1,165,870	0	0	△ 14,130
7 繰入金		1,732,828,000	1,731,981,480	1,731,981,480	0	0	△ 846,520
	1 一般会計繰入金	1,602,828,000	1,601,981,480	1,601,981,480	0	0	△ 846,520
	2 基金繰入金	130,000,000	130,000,000	130,000,000	0	0	0
8 繰越金		499,567,000	499,567,798	499,567,798	0	0	798
	1 繰越金	499,567,000	499,567,798	499,567,798	0	0	798

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
9 諸収入		445,000	13,249,369	7,000,071	0	6,249,298	6,555,071
	1 延滞金、加算金及 び過料	120,000	235,240	235,240	0	0	115,240
	2 預金利子	16,000	9,721	9,721	0	0	△ 6,279
	3 雑入	309,000	13,004,408	6,755,110	0	6,249,298	6,446,110
歳入合計		11,821,108,000	11,704,698,687	11,685,297,544	2,509,050	17,521,913	△ 135,810,456

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費		264,231,000	243,837,213	0	20,393,787	20,393,787
	1 総務管理費	156,453,000	152,498,634	0	3,954,366	3,954,366
	2 徴収費	4,655,000	4,368,000	0	287,000	287,000
	3 介護認定審査会費	102,011,000	86,264,739	0	15,746,261	15,746,261
	4 趣旨普及費	650,000	356,960	0	293,040	293,040
	5 計画策定委員会費	462,000	348,880	0	113,120	113,120
2 保険給付費		10,502,000,000	10,182,482,462	0	319,517,538	319,517,538
	1 介護サービス等諸費	9,333,600,000	9,079,689,401	0	253,910,599	253,910,599
	2 介護予防サービス等諸費	369,487,000	334,446,323	0	35,040,677	35,040,677
	3 その他諸費	10,000,000	8,870,383	0	1,129,617	1,129,617
	4 高額介護サービス等費	237,613,000	236,778,287	0	834,713	834,713
	5 高額医療合算介護サービス等費	29,000,000	14,578,808	0	14,421,192	14,421,192
	6 特定入所者介護サービス等費	522,300,000	508,119,260	0	14,180,740	14,180,740
5 地域支援事業費		610,963,000	532,117,839	0	78,845,161	78,845,161
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	387,205,000	312,794,938	0	74,410,062	74,410,062
	2 包括的支援事業・任意事業費	223,758,000	219,322,901	0	4,435,099	4,435,099
6 基金積立金		158,897,000	158,882,075	0	14,925	14,925
	1 基金積立金	158,897,000	158,882,075	0	14,925	14,925
7 公債費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 公債費	500,000	0	0	500,000	500,000

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
8 諸支出金		254,564,000	252,660,203	0	1,903,797	1,903,797
	1 償還金及び還付加算金	254,564,000	252,660,203	0	1,903,797	1,903,797
9 予備費		29,953,000	0	0	29,953,000	29,953,000
	1 予備費	29,953,000	0	0	29,953,000	29,953,000
歳 出 合 計		11,821,108,000	11,369,979,792	0	451,128,208	451,128,208

議第 107 号

平成 30 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1, 183, 380, 285 円
歳出合計	1, 178, 832, 224 円
歳入歳出差引残額	4, 548, 061 円

平成30年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 後期高齢者医 療保険料		693,598,000	684,615,872	681,325,332	608,200	3,147,040	△ 12,272,668
	1 後期高齢者医療保 険料	693,598,000	684,615,872	681,325,332	608,200	3,147,040	△ 12,272,668
2 使用料及び手 数料		137,000	131,200	131,200	0	0	△ 5,800
	1 手数料	137,000	131,200	131,200	0	0	△ 5,800
3 県支出金		3,186,000	3,186,000	3,186,000	0	0	0
	1 県補助金	3,186,000	3,186,000	3,186,000	0	0	0
4 繰入金		456,673,000	456,672,770	456,672,770	0	0	△ 230
	1 一般会計繰入金	456,673,000	456,672,770	456,672,770	0	0	△ 230
5 繰越金		2,885,000	2,885,442	2,885,442	0	0	442
	1 繰越金	2,885,000	2,885,442	2,885,442	0	0	442
6 諸収入		41,707,000	39,179,541	39,179,541	0	0	△ 2,527,459
	1 延滞金、加算金及 び過料	39,000	362,308	362,308	0	0	323,308
	2 預金利子	2,000	1,147	1,147	0	0	△ 853
	3 償還金及び還付加 算金	1,259,000	610,600	610,600	0	0	△ 648,400
	4 雑入	40,407,000	38,205,486	38,205,486	0	0	△ 2,201,514
歳 入	合 計	1,198,186,000	1,186,670,825	1,183,380,285	608,200	3,147,040	△ 14,805,715

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		38,897,000	35,784,524	0	3,112,476	3,112,476
	1 総務管理費	37,073,000	34,897,432	0	2,175,568	2,175,568
	2 徴収費	1,824,000	887,092	0	936,908	936,908
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		1,124,252,000	1,112,247,490	0	12,004,510	12,004,510
	1 熊本県後期高齢者医療 広域連合納付金	1,124,252,000	1,112,247,490	0	12,004,510	12,004,510
3 保健事業費		33,278,000	30,181,310	0	3,096,690	3,096,690
	1 保健事業費	33,278,000	30,181,310	0	3,096,690	3,096,690
4 諸支出金		1,259,000	618,900	0	640,100	640,100
	1 償還金及び還付加算金	1,259,000	618,900	0	640,100	640,100
5 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		1,198,186,000	1,178,832,224	0	19,353,776	19,353,776

議第 108 号

平成 30 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	112,491,218	円
歳出合計	112,378,446	円
歳入歳出差引残額	112,772	円

平成30年度 浄化槽市町村整備推進事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 分担金及び負 担金		21,000	20,000	20,000	0	0	△ 1,000
	1 分担金	21,000	20,000	20,000	0	0	△ 1,000
2 使用料及び手 数料		60,345,000	60,985,673	60,568,710	3,460	413,503	223,710
	1 使用料	60,344,000	60,985,673	60,568,710	3,460	413,503	224,710
	2 手数料	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 財産収入		3,000	2,179	2,179	0	0	△ 821
	1 財産運用収入	3,000	2,179	2,179	0	0	△ 821
6 繰入金		57,080,000	51,785,340	51,785,340	0	0	△ 5,294,660
	1 一般会計繰入金	56,211,000	50,916,000	50,916,000	0	0	△ 5,295,000
	2 基金繰入金	869,000	869,340	869,340	0	0	340
7 繰越金		114,000	114,989	114,989	0	0	989
	1 繰越金	114,000	114,989	114,989	0	0	989
8 諸収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 延滞金、加算金及 び過料	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入	合 計	117,564,000	112,908,181	112,491,218	3,460	413,503	△ 5,072,782

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 浄化槽市町村 整備推進事業 費		91,803,000	87,630,215	0	4,172,785	4,172,785
	1 浄化槽市町村整備推 進事業費	91,803,000	87,630,215	0	4,172,785	4,172,785
2 基金積立金		3,000	2,179	0	821	821
	1 基金積立金	3,000	2,179	0	821	821
3 公債費		24,758,000	24,746,052	0	11,948	11,948
	1 公債費	24,758,000	24,746,052	0	11,948	11,948
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出	合 計	117,564,000	112,378,446	0	5,185,554	5,185,554

議第 109 号

平成 30 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	193,155,217	円
歳出合計	178,080,263	円
歳入歳出差引残額	15,074,954	円

平成30年度 国民健康保険診療施設特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 診療収入		93,348,000	94,229,515	94,229,515	0	0	881,515
	1 診療収入	93,348,000	94,229,515	94,229,515	0	0	881,515
2 使用料及び手 数料		803,000	515,020	515,020	0	0	△ 287,980
	1 手数料	803,000	515,020	515,020	0	0	△ 287,980
4 財産収入		6,000	3,325	3,325	0	0	△ 2,675
	1 財産運用収入	5,000	3,325	3,325	0	0	△ 1,675
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 繰入金		83,811,000	76,531,000	76,531,000	0	0	△ 7,280,000
	1 一般会計繰入金	83,811,000	76,531,000	76,531,000	0	0	△ 7,280,000
6 繰越金		15,991,000	15,991,768	15,991,768	0	0	768
	1 繰越金	15,991,000	15,991,768	15,991,768	0	0	768
7 諸収入		5,226,000	5,884,589	5,884,589	0	0	658,589
	1 諸収入	5,226,000	5,884,589	5,884,589	0	0	658,589
歳 入 合 計		199,185,000	193,155,217	193,155,217	0	0	△ 6,029,783

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務管理費		161,778,000	145,965,149	0	15,812,851	15,812,851
	1 総務管理費	161,778,000	145,965,149	0	15,812,851	15,812,851
2 医業費		36,806,000	32,114,789	0	4,691,211	4,691,211
	1 医業費	36,806,000	32,114,789	0	4,691,211	4,691,211
3 基金積立金		1,000	325	0	675	675
	1 基金積立金	1,000	325	0	675	675
5 予備費		600,000	0	0	600,000	600,000
	1 予備費	600,000	0	0	600,000	600,000
歳 出 合 計		199,185,000	178,080,263	0	21,104,737	21,104,737

議第 110 号

平成 30 年度天草市歯科診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度天草市歯科診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 27 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市歯科診療所特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	52,170,681 円
歳出合計	46,142,183 円
歳入歳出差引残額	6,028,498 円

平成30年度 歯科診療所特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 歯科診療収入		26,500,000	28,537,067	28,537,067	0	0	2,037,067
	1 歯科診療収入	26,500,000	28,537,067	28,537,067	0	0	2,037,067
2 財産収入		170,000	169,668	169,668	0	0	△ 332
	1 財産運用収入	169,000	169,668	169,668	0	0	668
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 繰入金		19,907,000	16,016,000	16,016,000	0	0	△ 3,891,000
	1 一般会計繰入金	19,907,000	16,016,000	16,016,000	0	0	△ 3,891,000
4 繰越金		6,283,000	6,283,533	6,283,533	0	0	533
	1 繰越金	6,283,000	6,283,533	6,283,533	0	0	533
5 諸収入		1,043,000	1,164,413	1,164,413	0	0	121,413
	1 諸収入	1,043,000	1,164,413	1,164,413	0	0	121,413
歳 入 合 計		53,903,000	52,170,681	52,170,681	0	0	△ 1,732,319

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務管理費		36,943,000	35,725,603	0	1,217,397	1,217,397
	1 総務管理費	36,869,000	35,725,603	0	1,143,397	1,143,397
	2 研究研修費	74,000	0	0	74,000	74,000
2 歯科医業費		16,560,000	10,416,580	0	6,143,420	6,143,420
	1 歯科医業費	16,560,000	10,416,580	0	6,143,420	6,143,420
3 予備費		400,000	0	0	400,000	400,000
	1 予備費	400,000	0	0	400,000	400,000
歳 出 合 計		53,903,000	46,142,183	0	7,760,817	7,760,817

議第 1 1 1 号

平成 3 0 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	132,137,484円
歳出合計	119,311,037円
歳入歳出差引残額	12,826,447円

平成30年度 斎場事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 使用料及び手数料		4,070,000	3,780,000	3,780,000	0	0	△ 290,000
	1 使用料	4,070,000	3,780,000	3,780,000	0	0	△ 290,000
2 財産収入		28,000	28,500	28,500	0	0	500
	1 財産運用収入	28,000	28,500	28,500	0	0	500
3 繰入金		62,417,000	62,417,000	62,417,000	0	0	0
	1 繰入金	62,417,000	62,417,000	62,417,000	0	0	0
4 繰越金		2,811,000	2,811,984	2,811,984	0	0	984
	1 繰越金	2,811,000	2,811,984	2,811,984	0	0	984
5 諸収入		2,000	0	0	0	0	△ 2,000
	1 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 市債		86,100,000	63,100,000	63,100,000	0	0	△ 23,000,000
	1 市債	86,100,000	63,100,000	63,100,000	0	0	△ 23,000,000
歳 入 合 計		155,428,000	132,137,484	132,137,484	0	0	△ 23,290,516

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 斎場事業費		143,064,000	108,947,973	0	34,116,027	34,116,027
	1 斎場事業費	143,064,000	108,947,973	0	34,116,027	34,116,027
2 公債費		10,364,000	10,363,064	0	936	936
	1 公債費	10,364,000	10,363,064	0	936	936
3 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		155,428,000	119,311,037	0	36,116,963	36,116,963

議第 1 1 2 号

平成 3 0 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	9,903,054	円
歳出合計	83,740	円
歳入歳出差引残額	9,819,314	円

平成30年度 一町田財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		65,000	1,117,765	1,117,765	0	0	1,052,765
	1 財産運用収入	63,000	77,315	77,315	0	0	14,315
	2 財産売払収入	2,000	1,040,450	1,040,450	0	0	1,038,450
2 繰越金		8,629,000	8,673,825	8,673,825	0	0	44,825
	1 繰越金	8,629,000	8,673,825	8,673,825	0	0	44,825
3 諸収入		2,000	111,464	111,464	0	0	109,464
	1 預金利子	1,000	170	170	0	0	△ 830
	2 雑入	1,000	111,294	111,294	0	0	110,294
歳 入 合 計		8,696,000	9,903,054	9,903,054	0	0	1,207,054

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		1,252,000	83,740	0	1,168,260	1,168,260
	1 総務管理費	1,252,000	83,740	0	1,168,260	1,168,260
2 予備費		7,444,000	0	0	7,444,000	7,444,000
	1 予備費	7,444,000	0	0	7,444,000	7,444,000
歳 出 合 計		8,696,000	83,740	0	8,612,260	8,612,260

議第 1 1 3 号

平成 3 0 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 中 村 五 木

平成30年度

天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1,450,952円
歳出合計	36,780円
歳入歳出差引残額	1,414,172円

平成30年度 新合財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		2,000	0	0	0	0	△ 2,000
	1 財産売払収入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
2 繰越金		1,426,000	1,450,925	1,450,925	0	0	24,925
	1 繰越金	1,426,000	1,450,925	1,450,925	0	0	24,925
3 諸収入		2,000	27	27	0	0	△ 1,973
	1 預金利子	1,000	27	27	0	0	△ 973
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		1,430,000	1,450,952	1,450,952	0	0	20,952

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		279,000	36,780	0	242,220	242,220
	1 総務管理費	279,000	36,780	0	242,220	242,220
2 予備費		1,151,000	0	0	1,151,000	1,151,000
	1 予備費	1,151,000	0	0	1,151,000	1,151,000
歳 出 合 計		1,430,000	36,780	0	1,393,220	1,393,220

議第 1 1 4 号

平成 3 0 年度天草市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度天草市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 1 1 5 号

平成 3 0 年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成 3 0 年度天草市水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度天草市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 1 1 6 号

平成 3 0 年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成 3 0 年度天草市下水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度天草市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 2 7 日提出

天草市長 中 村 五 木